

令和7年度 神戸市道路公社における広報企画・実施業務 委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度 神戸市道路公社における広報企画・実施業務

2. 業務目的

神戸市道路公社（以下「道路公社」という。）は、西・北神地域といった郊外と市街地を結ぶ有料道路（六甲有料道路、六甲北有料道路、西神戸有料道路）を整備・管理・運営しており、将来に渡って、利用者に安全・安心・快適に利用してもらうため、これまで、2車線道路の4車線化や橋梁の耐震補強といった道路の機能を向上させる改築事業を行っている。

現在、防災機能（法面補強、落石対策など）および交通安全機能（スリップ抑制の道路舗装など）を向上させる改築事業を鋭意進めている。

改築事業を実施するための財源は、料金徴収期間の延長による、利用者の通行料金で賄っていることから、利用者に「有料道路事業の仕組み^{※1}」、「道路公社が管理する道路の必要性」、「日常の維持管理等の内容」、「改築事業の必要性」等を利用者に理解してもらうことが重要である。

しかし、道路公社がこれまで実施してきた広報（道路公社ホームページ、イベント等における各種パネル展示など）では訴求効果が乏しく、如何に利用者に関心を持ってもらい、上記内容を理解してもらうかが課題である。

したがって、当該業務は、上記の課題解決を図るべく、効果的な広報を企画・実施し、利用者理解を醸成させることを目的とする。

※1…神戸市道路公社ホームページ 有料道路のしくみと公社の取り組み状況

<https://kobe-toll-road.or.jp/ryokin-shikumi/>

3. 業務内容

(1) ブランディング構築に向けた広報計画の提案

当該業務の目的を達成するため、広報効果を一過性に終わらせず、効果を持続させるための広報計画（コンセプト設計、デザインイメージ、広報手段、スケジュール等）の提案を行うこと。

(参考) 広報内容イメージ

令和7年度 : 有料道路事業の仕組み、道路公社が管理する道路の必要性、
日常の維持管理の内容、改築事業の必要性

令和8年度以降: 上記に加え、道路交通状況（例：交通量、渋滞等）、社会的価値（例：
便益に対する通行料金、道路ネットワークにおける位置づけ等）

(2) 広報資材の企画・制作

「(1) ブランディング構築に向けた広報計画の提案」に基づき、広報資材の演出方法・表現方法を企画・制作すること。

① 必須の広報資材

画像・動画等のデジタルコンテンツの企画・制作

ア. 画像・動画の仕様

- ・ 動画の長さ・本数：長さはPRに効果があるよう受託者で検討し提案すること
- ・ 言語：全てにおいて、日本語を基本として制作すること。
- ・ 画像・動画の向き：動画については横型を基本とするが、提案する広報手段に合わせ、必要により編集すること。
- ・ 音響：音響を用いる場合は、映像と調和する効果的な音響を使用すること。

イ. 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・ 出演者、協力者等が必要な場合は、公社と協議のうえ、受託者にて交渉を行い、謝礼等を委託料の範囲で行うこと。
- ・ 受託者は、出演者、協力者等の肖像権、音楽等の著作権ならびに制作動画の無期使用等に関して調整を行い、SNS (Twitter、Instagram 等) や YouTube 上での配信や、動画の一部もしくは静止面のWEB広告への使用、その他不特定多数の者が二次利用すること (関係各所への提供や街頭ビジョン・イベントでの上映等) の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

ウ. 撮影 (必要な場合)

- ・ 被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う費用 (施設入場料、交通費等) はすべて委託料に含まれる。
- ・ 撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

② 自由提案する広報資材

「①必須の広報資材」を除く効果的な広報資材の企画・制作

例：特設ホームページ、SNSなどのデジタルコンテンツ、ポスター等の掲示物、チラシ等の配布物などアナログコンテンツ

(3) 広報の実施

「(2) ①必須の広報資材」について、当該業務においては、道路公社から提供可能な広報媒体^{*1}で発信することを基本とする。ただし、道路公社担当者との協議の上、他の広報媒体においても発信することも可とするが、実施に伴う関係者協議等はすべて受託者が行い、費用はすべて委託料に含まれるものとする。

「(2) ②自由提案する広報資材」について、実施内容、手段、時期、効果等の実施計画を策定したうえで、適切に管理しながら、実施すること。なお、実施に伴う関係者協議等はすべて受託者が行い、費用はすべて委託料に含まれる。

また、道路公社が権利所有している、阪急バス後方ラッピング（唐櫃営業所、2台）も使用することも可能である。

※1…神戸市道路公社ホームページ、三宮プラッツサイネージ（神戸市建設局所管／横長16：9）

(4) 業務打合せ

打合せについては下記の3回を想定している。なお、必要に応じて適宜実施することとする（契約時、広報資材の企画及び制作時、納品時）。

4. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

5. 成果物

(1) 当該業務による制作物等（データおよびDVD納品、現物等）

- ・ 電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・ 動画の背景データ（字幕のない映像のみのデータ）は、別途、二次利用が可能なように提出すること。
- ・ すべての権利を道路公社に譲渡すること。
- ・ 成果物の制作状況や途中経過を随時道路公社に報告すること。

(2) 当該業務の実施状況報告書

BGM・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、納品物に含まれる購入物がある場合は、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法について明らかにすること。購入履歴やライセンスシート等を納品すること。

(3) 納品場所

神戸市道路公社経営企画部経営企画課

6. 留意事項

(1) 著作権の帰属

当該業務により作成された成果物等の著作権は、道路公社に帰属するものとする。

(2) 秘密の順守

受託者は、当該業務により知り得た情報等を当該業務においてのみ使用することとし、

これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。当該業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、道路公社と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は道路公社に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 費用負担

当該業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、道路公社は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に係るもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして道路公社が不相当と認めるもの